



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(93 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222063)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

93

極 秘
無期限
8部の内
4号

施政権返還に伴う沖縄基地
の地位について

昭和42. 7.25
北米局長

1. 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東における
その軍事的後継りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、
施政権返還後の基地の地位を現状どおり認める
ことはわが方に困難があり、これを内地の基地
並みとしては、極東における抑止力としての機能
を十分果しえずとすれば、「環球どおり」と
「内地並み」の間に日米双方が満足し得る取扱
をなしうるや否やが施政権返還の鍵である。

2. 沖縄の軍事基地は、米国の施政権にある現状
においては、いわば完全に「自由使用」できる
わけであるが、これを前記「内地並み」とする
場合は、次の上位立制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(a) 基地使用の目的は、日本の防衛及び極東

七三六次元以下、ハミセラニテナハ下と打合有利

の平和と安全に寄与するために限られる。

(b) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象となる。

(2) 事前協議条項上の制約

下記の3項目は日本政府の事前の同意を必
要とする。

(a) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発
射基地の建設。

(b) 戰闘作戦行動のための基地使用。

(c) 大規模の駐留の変更。

(3) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及
び労務の調達、刑事及び民事裁判権管轄權等
の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり
外国に駐留する場合、通常課される制約に服
することとなる。

3. 以上の諸制約のうち、極東における抑止力と
しての機能に直接関連するものは2項の(a)及び

(b) すなわち、核弾頭の持込み及び中長距離ミ
サイル発射基地の建設、及び戦闘作戦行動のた

めの基地使用であり、爾余の諸制約は、わが方が
が条約協定上の約束を完全に果す以上は、米側
としても妥協すべき性質のものであると認めら
れる。

4. わが国が米軍に期待するところは、極東にお
いて抑止力として鍵在であることであり、問題
はその一環として沖縄における米軍基地の地位
はいかにあるべきかということである。事は軍
事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止
力たるの地位にないわが方としては、米軍が最
少限いかなる「自由」を必要とするとの判断の
基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わ
が方が広く自らの全般的利害の判断からその領
域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容
認する用意ありやが~~シ~~施政権返還問題の核心な
りとの態度にててくることも予想される。いす
れにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずと
の見地から施政権返還問題を動かそうとするま
らば、前記2(2)の(1)についてわが方としての
腹案がなければならぬ。

女 上記2点に関してわが方は下記の態度を取る
べきものと考える。

(1) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイルの第
2基地の建設は事前協議の対象とする。

(2) 核弾頭の持込みはわが国の現状よりみて
最も困難な問題である反面、米軍が當時と
れを沖縄に配置しむく必要はないと思われる
。よつて、これを事前協議の対象とする
も、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイ
ル用の核弾頭については別途考慮する。

(3) 核弾頭搭載の艦船、航空機の出入は容認
する。

(4) 現存のミサイル発射基地存続は容認する。

(5) 戰闘作戦行動のための基地使用は事前協議
の対象としない。

沖縄の最も重要な使命は、改革基地として
よりも前線補給基地としての機能であると認
められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機
の空中給油とか、輸送機による戦闘への兵器
投下のこととは戦闘作戦行動の範ちゅうに属

し、また極東地域に局地戦闘が発生した場合、沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

この種の基地使用を容認することは、極東の平和と安定維持のためわが方としてそれだけ政治的責任を引受けることとなり、米國は從来の基調よりわが方の態度に多分に危ぐの念を抱いてゐるところであるが、わが方としては、抑止力維持の見地よりこの種の基地使用を認める必要があると思われる。

ム 施政権返還後の米軍の地位についていかなる取扱いがべきようとも、返還により沖縄の地位は全体として正常化し、改善されるのであるから、沖縄側はこれを受容れるであらうが、内地の米軍基地と異なる地位の基地を存続させるときは、從来の施政権返還運動は直ちに米軍基地を「内地並み」とすべしとの運動にとつて代えられることは明らかである。沖縄の現状打開のためには、極東における沖縄の軍事的役割りに

かんがみて、わが方としては相当な政治的責任を引受けの用意がなければならないが、要はわが国の防衛姿勢の問題であつて、即極東及び日本の安全のため沖縄の基地は當分「内地並み」ではありえないこと、同安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、即沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任擴大と沖縄の治安維持について適切なからしめること、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取扱いを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならない。